

地域医療連携推進法人制度とは

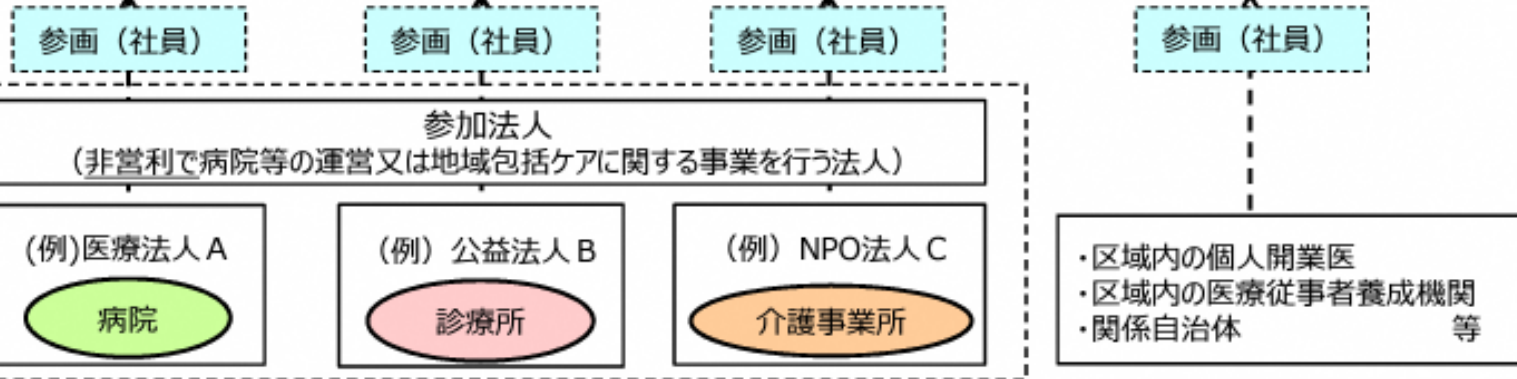
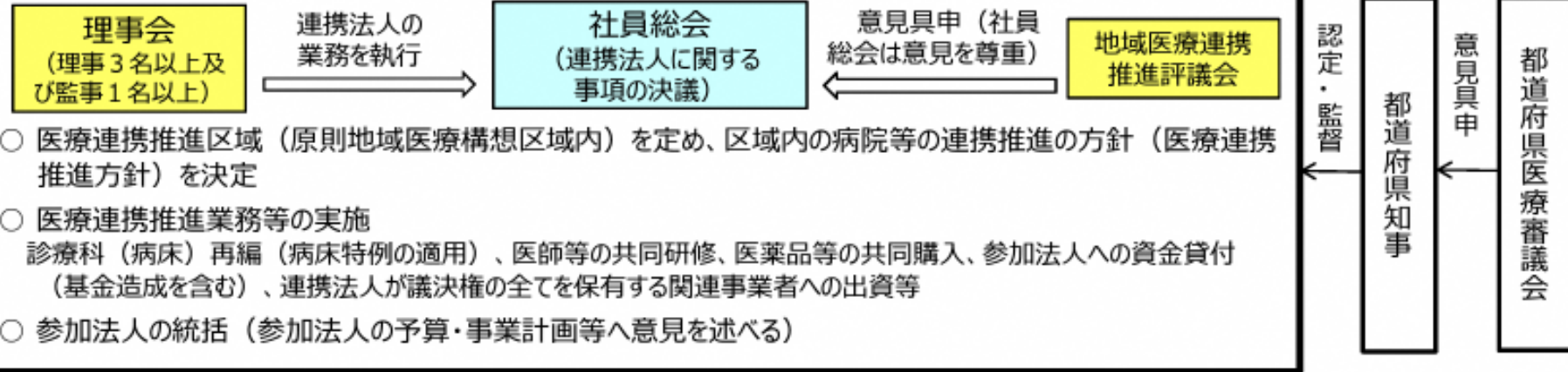
当該制度は医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人の医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する仕組みである。

【出典：厚生労働省HP 厚生労働省医政局長通知（平成29年2月17日医政発0217第16号）抜粋】

地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

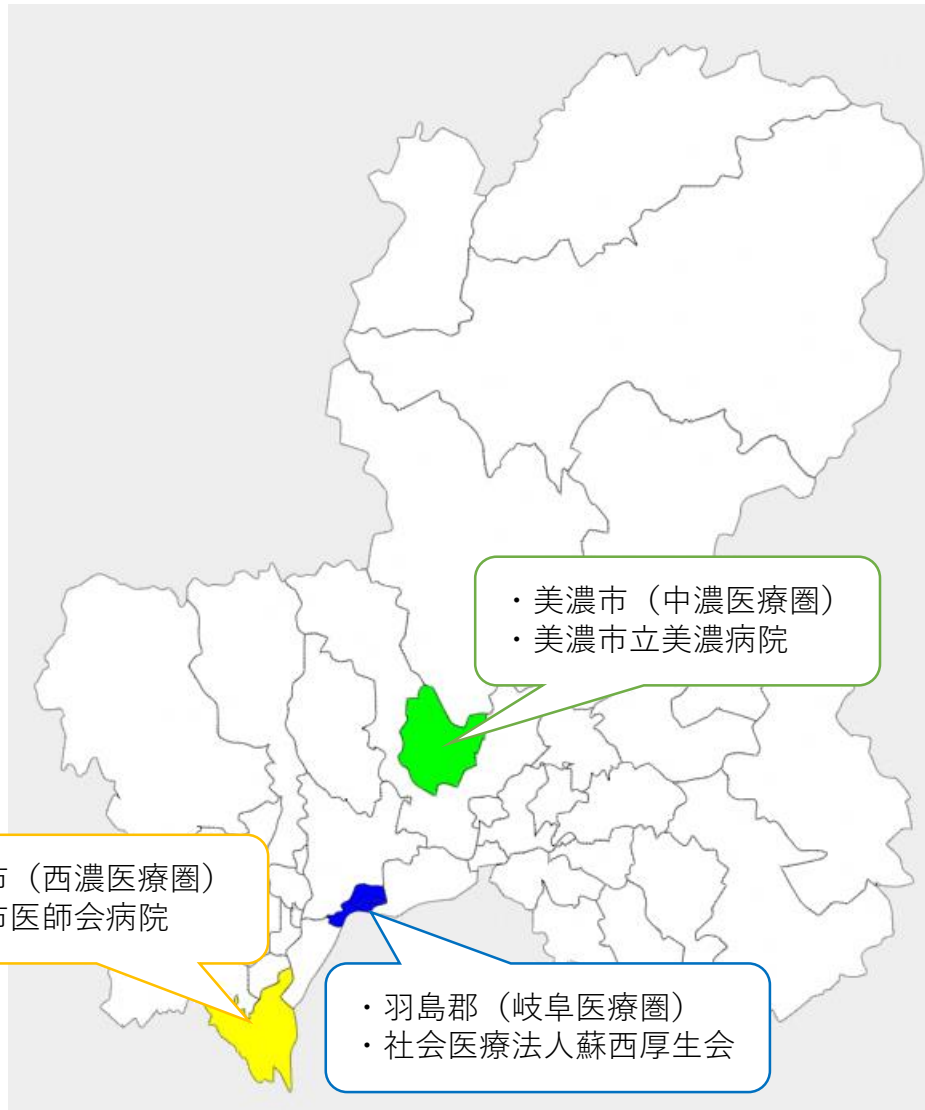
地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

医療連携推進区域、参加法人・医療機関

<連携する医療機関>



- **社会医療法人 (※1) 蘇西厚生会**
住所：岐阜県羽島郡笠松町田代257番地の3
開設：社会医療法人蘇西厚生会
(地域医療支援病院 (※2)、基幹型臨床研修病院 (※3))
病床数：501床 (松波総合病院)
常勤医師数：160名
(関連施設) まつなみ健康増進クリニック、松波総合病院介護老人保健施設、まつなみ訪問看護ステーション、まつなみ訪問介護ステーション、まつなみリサーチパーク (医学研究所)
(※1、※2、※3については後述)
- **美濃市立美濃病院**
住所：岐阜県美濃市中央4丁目3番地
開設：美濃市
病床数：122床
常勤医師数：8名
- **海津市医師会病院**
住所：岐阜県海津市海津町福江656-16
開設：海津市医師会
病床数：60床
常勤医師数：4名

※1 社会医療法人の位置づけ〈公的病院等とは〉

「持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた地方財政措置の拡充（令和5年度）」より抜粋

3 公的病院等への財政措置の拡充

持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想や医師の働き方改革等へ対応しながら過疎地域等に必要な不採算・特殊医療を担う公的病院等の運営経費に対する地方公共団体の助成について、以下のとおり地方財政措置を拡充。

- ①公的病院等の医師・看護師等の派遣受入経費に係る特別交付税措置
- ②公的医療機関等が運営する無床診療所の運営経費に係る特別交付税措置

※公的病院等は以下の公的医療機関等が開設した病院・診療所を指す。

1. 日本赤十字社、2. 済生会、3. 北海道社会事業協会、4. 厚生連、5. 国民健康保険団体連合会、6. 普通国民健康保険組合、7. 公益社団法人、8. 公益財団法人、9. 社会福祉法人（済生会を除く。）、10. 学校法人、**11. 社会医療法人**、12. 健康保険組合、13. 国家公務員共済組合連合会、14. 公立学校共済組合

社会医療法人の担う「公益性の高い医療」とは

- ・ 休日診療、夜間診療等の救急医療
- ・ 周産期医療を含む小児救急医療
- ・ 精神救急医療
- ・ 災害など緊急時に対応する医療（災害医療）
- ・ へき地医療・離島医療
- ・ 重症難病患者に対する継続的な医療
- ・ すべての感染症に係る患者を診療する医療
- ・ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）など継続的な在宅療養を必要とする患者に対する医療や当該患者の療養環境の向上を図る活動
- ・ 患者を早期に社会復帰に結びつける医療連携に関する活動
- ・ 医療安全及び疾病予防に関する先進的な活動であって、患者や地域の医療機関に対し無償で相談助言や普及啓発を行う活動
- ・ 質の高い医療従事者の確保、養成に関する活動
- ・ 高度な医療技術を利用した研究開発であって、患者や地域の医療機関に対し当該研究結果情報を無償で提供する活動
- ・ 治療との有機的な連携による治験（活動）

※2 地域医療支援病院とは

「医療法の一部を改正する法律の施行について(抄)」より抜粋

第二 地域医療支援病院に関する事項

一 趣旨

地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、**医師の少ない地域を支援する役割を担い**、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであること。

【出典：厚生労働省HP 平成10年5月19日付健政発第639号 厚生省健康政策局長通知】

※3 基幹型臨床研修病院とは

「臨床研修病院の指定基準及び病院群による臨床研修病院の指定基準の運用」より抜粋

5 病院群指定

(1) 基準において、「相互に診療について機能的な連携があること」としているのは**医師の往来**、医療機器の共同利用、合同カンファレンス等が組織的に行われている等、具体的に診療について機能的な連携が行われている状態をいう。

【出典：厚生労働省HP 臨床研修病院の指定基準及び指定基準の運用】

当該医療圏ごとの病床数・医師数

	病床数		
	2016年時点	2025年計画	増減
岐阜医療圏	8,061床	7,074床	-987床
中濃医療圏	2,811床	2,411床	-400床
西濃医療圏	2,953床	2,430床	-523床

【出典：第7期 岐阜県保健医療計画（2018～2023年度）】

	医師数		
	2018年時点	2023年目標	増減
岐阜医療圏	2,188人	設定なし	-
中濃医療圏	620人	設定なし	-
西濃医療圏	608人	664人	+56人

【出典：岐阜県医師確保計画（2020～2023年度）】

<岐阜県医師確保計画より抜粋>

○**岐阜圏域**は**医師多数区域**に該当するため、他の二次医療圏からの新たな医師の確保の施策は行わず、**医師少数区域等からの医師の派遣要望にできる限り応じる**よう要請します。

○**中濃圏域**は**医師中程度区域**に該当するため、医師多数区域の水準に至るまでは、**医師多数区域からの医師の確保**を図ります。

○**西濃圏域**は**医師少数区域**に該当するため、**医師少数区域以外の区域からの医師の確保**を含め、医師の増加を図ります。